

独立行政法人国民生活センター評価等のための
有識者懇談会
平成27年度第1回議事録

(開催日：平成27年7月24日)

消費者庁消費者教育・地方協力課

第1回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会
議事次第

日 時：平成27年7月24日（金）12:59～15:15

場 所：消費者庁6階 62会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 国民生活センターによる項目別評定表に係る自己評価の説明
- (2) 国民生活センターによる財務諸表の報告
- (3) 委員による中期目標・中期計画変更案への意見

3. 閉 会

○消費者庁消費者教育・地方協力課植田課長　ちょっと時間前ですけれども、おそろいのようなので、始めさせていただきます。ただいまから第1回「独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。お忙しいところ、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

この懇談会は、本年6月に内閣総理大臣決定がございましたけれども、それに基づきまして、国民生活センターの前年度実績を評価するために有識者の方々から御意見を頂戴するという会議でございます。

それでは、まず事務局から本日の配布資料について確認させていただきます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐　課長補佐の古川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、配布資料の確認をさせていただきます。

一番上でございます「独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会の開催について」という紙でございます。これは、この有識者懇談会の位置づけのペーパーでございます。

「1 趣旨」の3行目でございますように、今も紹介のありました平成27年6月9日付の内閣総理大臣決定がございまして、これは後ほど資料1-1ということで用意してございます。この内閣総理大臣決定「独立行政法人国民生活センターの中期目標及び中期計画における各事業年度の業務の実績に関する評価基準」という基準がございまして、これに基づきまして、この「Ⅱの1」、これも後ほど資料1-1で御紹介させていただきますけれども、その中に、「評定を行うに当たっては、センターが実施する自己評価を踏まえ、有識者の意見を聴取した上で総合的に判断して実施する」とされております。

これは、昨年度までは分科会というところでやっていたことを、今年度以降は消費者庁側で評価することになりまして、私ども消費者庁の消費者教育・地方協力課におきまして有識者懇談会を開催させていただきまして、御意見をお伺いするというところでございます。

これが位置づけのペーパー、2枚のものでございまして、別紙1、別紙2のとおりとなっております。別紙2は、有識者の方の名簿でございます。

以下、次に「第1回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会議事次第」の1枚紙でございますが、真ん中から下に配布資料としまして、資料1-1から資料5までの十幾つございますので、以下は全部そうとなっております。この順番に簡単に御説明申し上げてまいります。

次は座席表でございますので、その次から説明させていただきます。

資料1は、1-1、1-2、1-3と3つございまして、さらに資料2は資料2-1と2-2がございまして、この5つが議題1に関係するものでございまして、議題(1)は国民生活センターによる項目別評定表に係る自己評価の御説明でございます。

資料1-1は、先ほどちょっと申しました評価基準でございます。これは内閣総理大臣決定がございまして、多少重複しますけれども、真ん中あたりの「Ⅱ. 評価の方法等」と

いうものがございます。この「1. 評価方法」の2行目、評価方法はだまかに2つございまして、1つは2行目、「項目別評定」、項目別に現在95項目ございます。この項目別評定と、もう一つは国民生活センターさん全体を評価する「総合評定」という2種類がございます。これについての評価基準が資料1-1でございまして、下のほうにございますように、S、A、B、C、Dといった評価基準において評価するというものでございます。

次に、資料1-2でございます。右上のほうに四角で資料1-2と囲んでございます。これは、報告の表紙になっておりまして、裏のほうは、今、申しました総合評定の様式になっております。この総合評定というのは、国民生活センターさんから自己評価を書く部分がないものですが、これは私どものほうで後日記載させていただいて、委員の先生方にお送りさせていただくものでございます。

次の資料1-3からが、きょうの議題1の本題に当たるものでございます。タイトルにございますように、平成26年度評価の項目別評定、1枚目が総括表でございます。縦長の表でございます。

1枚めくっていただきますと、裏のほうの右下に通し番号で最後、95まで入っていると思いますが、つまり95項目の評価項目がございまして、このホチキスどめしてある分厚い資料が95枚のシートになっておりまして、1項目ずつ自己評価を書き添えていただいておりますので、それを後ほど御説明いただきたいと思います。資料1-3が項目別評定の紙でございます。これまでは資料1でございます。

次、資料2は、国民生活センターさんの業務実績報告書になっております。これは、資料2-1と、その別添資料ということで、これも両方とも分厚い資料でございますが、それぞれ資料2-1、2-2になっておりまして、後ほどこれのポイントを説明していただくことになろうかと思っております。

以上までが議題(1)の資料でございまして、資料3-1、資料3-2というものがございまして、これは先ほどの議事次第の配布資料をごらんになっていただくとわかりやすいと思うのですが、資料3-1が議題(2)の資料でございまして、平成26事業年度の財務諸表でございます。資料3-2は1枚紙でございすけれども、これは監査報告になっております。

それから、議題(3)については、資料4-1から資料4-4までの4つの資料でございます。資料4-1は「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」という総務大臣決定がございまして、これに基づきまして、国民生活センターさんで資料4-2になりますけれども、平成27年度、本年度の「独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画」というものをおつくりになりまして出てきておりますので、これについての御審議をいただくわけですが。

この調達合理化計画を御承認された場合には、中期目標及び中期計画を変更しなければいけませんので、そのための資料は4-3と4-4に案としてそろえてございます。これが中期目標・中期計画変更案への委員の先生からの御意見をいただくということで、(3)

の議題になっております。

最後、資料5は今後の予定ですので、これは最後のところでもう一度御説明させていただきたいと思います。

資料の確認については以上でございますが、不足している資料等、ございますでしょうか。特にないようでしたら、議題に移らせていただきたいと思います。

では、課長、よろしく申し上げます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課植田課長 それでは、議題「(1) 国民生活センターによる項目別評定表に係る自己評価の説明」でございますけれども、今、御紹介いたしました資料1-3の項目別評定表、それから資料2-1の業務実績報告書とあわせて国民生活センターから説明していただきますけれども、この後、8月6日に予定しております第2回の懇談会におきまして、この項目別評定表に対しまして委員からの御意見をいただきたいということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、国民生活センターの西総務部長、よろしく願いいたします。

○国民生活センター西総務部長 よろしく願いいたします。

今回、資料1-3で御提出しております自己評価書でございますけれども、これは平成26年9月2日付で総務省より示されました項目別評定総括表及び項目別評定調書に基づいて作成しているところでございます。また、評価に当たりましては、可能な限り最小の単位で評価を行うと決められておりますので、平成26年度の評価に当たりましては93の項目別評定調書を作成しております。その中で、今、御紹介のありました業務の実績に関する評価基準に基づいた自己評価をしているところでございます。

まず、総括表につきましては、右側から2つ目の列に項目別調書No. という番号の記載がありまして、全体としては裏面で最後が95になっておりますけれども、26年度におきましては、このうち1ページ目の調書No. 2、借り上げ宿舍制度の見直し、それから調書No. 9 東京事務所の在り方の検討につきましては、平成25年度において目標を達成しておりますので、26年度におきましては93の項目の調書となっております。

それぞれの自己評価でございますけれども、今、申し上げました93の項目につきまして、4つの項目について年度計画における所期の目標を上回る成果が得られたものという自己評価をいたしまして、A評価をつけております。残りの89の項目につきましては、年度計画における所期の目標を達している、または目標の水準を満たしているということで自己評価をしまして、B評価としたところでございます。なお、この資料につきましては、法令に基づきまして6月29日にセンターホームページのほうで公表しているところでございます。

それでは、早速、一つ一つ細かい表を説明させていただきます。報告に時間を要しますので、御容赦いただければと思います。

それでは、めくっていただきまして、右肩に調書1と書いてあるところでございます。まず最初に、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」でございま

す。

これにつきましては、一般管理費、業務経費の効率化、一般管理費については3%以上、業務経費については1%以上という計画でございます。平成26年度一般管理費でございますけれども、予算額を決定する際に、効率化係数3%を乗じて、26年度の場合は消費税のアップというものがございましたので、この影響額を織り込んだところでございます。

1億9,576万5,000円が25年度予算額でございますけれども、26年度予算額は、消費税を除いた金額が1億8,989万2,000円ということで、3%の効率化を織り込んで予算を決めた状況でございます。

これに対しまして決算額でございます。26年度の決算額は2億1,524万2,000円となりまして、約2,000万円支出超という結果になってございます。これは後ほど御説明いたしますけれども、相模原事務所の再開が27年4月になりまして、相模原施設を使うに当たりまして、安全面・衛生面で緊急性が高い改修工事というもので、宿泊棟の改装工事、受水槽の工事ということで2,900万円余を執行したところでございます。したがって、これら特殊要因を除きますと、決算額自体は予算額を下回りまして、約2.1%の削減ができたこととなっております。

続いて、業務経費でございます。業務経費につきましては、25年度予算額14億9,700万円余に対しまして、効率化係数8.3%と、1%以上の効率化係数を織り込みまして、一方、新たな取り組みとしまして、消費生活相談員を対象としたD-ラーニング研修の実施のための経費を4,500万円ほど加えまして、14億5,400万円としたところでございます。予算額自体は、全体としては2.9%の削減となっております。

一方、決算額でございます。予算額14億5,400万円に対しまして、約3,000万円減の2.1%の減ということになっております。

ページをめくっていただきまして、次のページ、調書3、人件費でございます。

これは、職員の適正配置ということ、それから非常勤職員の適正配置の計画でございます。

25年度において26年度の組織体制ということで以前、御説明していたところかと思えますけれども、広報・啓発部門の充実を図るために、広報室を広報部に格上げする。一方、業務・予算・人事について一元的に運用するために経理部を総務部に統合するという方針のもと、26年度、これに基づきまして適正な配置を行ったところでございます。

あわせて、26年度後半ですけれども、27年度の業務の開始に当たりまして、監事機能を強化するための監事室の設置、それから消費者庁越境消費者センターの移管による越境消費者トラブルに係る相談体制構築のための相談情報部の体制強化、それから教育研修と研究を一体的に行うための上席調査研究員という機構の教育研修部への移管といった体制を検討いたしまして、準備を進めたところでございます。

また、非常勤職員についても、引き続き業務の精査を進める一方で、相談業務、教育研修業務といったところで、27年度、業務の強化が必要というところで再配置を行ったとい

う状況でございます。

なお、26年度の役職員給与の決算額は10億9,500万円となりまして、予算額に対しまして約3,600万円の減、マイナス3.2%の減ということでございます。

続きまして、調書4でございます。これも人件費の中で、いわゆるPI0-NETの刷新に際した業務の検討というところでございます。

左から3番目に年度計画を入れております。年度計画においては、26年度の検討結果を踏まえて、PI0-NET関連業務に係る総人件費のさらなる削減について、具体的削減に係る計画を策定するというところでございます。これにつきましては、PI0-NETの刷新が27年9月を目途に現在、進行しております。

PI0-NETの刷新に当たりまして、業務実績欄のところでございますけれども、今後の利用者の拡大が想定されることから、アカウント申請のシステム化。それから、刷新後はデータ精度の向上が求められることになるために、一括データ修正機能の導入、さらには、複数システムのシングルサインオン機能の導入といった、人手がかかっていたところのシステム化を図るということで刷新の機能を追加している部分がありますので、これらにかかわっている2名程度の人員削減が可能というところを26年度、決定いたしまして、27年度以降、これに対応する人員配置を行っていきたいところでございます。

続きまして、調書5、給与水準でございます。

これは、国家公務員の給与水準と比較して国民生活センターの給与水準がどうかというところで、年度計画においては100.0とするために必要な措置を講ずるとなっております。

26年度におきますラスパイレズ指数、地域・学歴を換算した対公務員指数は99.8となっております。国家公務員の給与水準を下回った結果となっております。

また、この適正化に当たっては、検証結果について公表するとなっておりますので、これら26年度の役職員の報酬・給与について取りまとめまして、6月30日に取り組み状況をホームページに公表したところでございます。

続いて、調書6でございます。これも給与水準で、給与体系の見直しでございます。

26年度におきましては、昇格・昇給体系を含めた給与体系の見直しについて、公務員の給与改定を踏まえて検討した上で行うとしております。これに対しまして、26年度、国家公務員の給与改定がなされましたけれども、25年度において国民生活センターの給与体系は、国家公務員の体系と比べまして、特に30代、40代の昇給率が若干低いという検討結果が出ておりましたので、26年度の国家公務員の給与改定を踏まえまして、これら30代、40代のところの世代間の適正な配分の見直しを図ったところでございます。

こういった体系の見直しにつきましては、国家公務員の給与改定を踏まえた給与の改定がないと、さまざまな関係者との調整がありますので、なかなかできないという背景がございますので、今回は若干でございますけれども、世代間の適正な配分の実現を図ったところでございます。

それから、国家公務員におきましては、27年度からの給与構造改革を踏まえまして、私

どもにおきまして27年4月1日付で俸給表を2%削減し切り替えまして、国家公務員の給与改定を踏まえた対応をしたところでございます。

続いて、調書7でございます。随意契約の見直しでございます。

これは、競争性のない随意契約を減らして競争性のあるものに変えていくというところでございます。

26年度におきます競争性のない随意契約は7件ございました。この7件のうち2件につきましては、既に一般競争入札等で調達しております物品等に接続して使用する物品の調達において、互換性を確保するために、当該事業者との随意契約が必要であったということで契約したものでございます。残りの5件につきましては、ガスとか水道、郵便ということで、対応する事業者がその地域に1つしかないということで、これは以前から競争性のない随意契約として取り扱っていたものでございます。

それから、競争性のある契約、37件ございましたけれども、このうち一者応札・一者応募というものが11件ございました。これらに対しましては、いずれも公告期間を確保するとともに、仕様書内容について理解しやすい内容になっているか等の検討を行った上で、いわゆる透明性が図られているか、競争性が図られているかといった観点で精査をいたしまして仕様書をつくってございましたけれども、結果として一者応札・一者応募になったというところでございます。

なお、一者応札・一者応募になった件数、あるいは競争性のない随意契約を交わしました19件につきましては、契約監視委員会において点検していただきまして、各委員からは見直しの指摘は特にはなかったところでございます。

続きまして、調書8でございます。保有資産の有効活用の中の、相模原事務所研修施設の活用に関する検討でございます。

相模原事務所につきましては、平成25年の閣議決定の中で、再開についての見直しを図るということで、それを踏まえた懇談会が消費者庁主催の国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会で検討がなされまして、この検討結果が26年8月に取りまとめられまして、再開に必要な研修環境の手当てを行った上で研修施設を再開することが望ましいという結果でございます。

行政改革推進会議ワーキンググループ並びに行政改革推進本部におきまして、この報告内容につきまして了解が得られたことから、以上を踏まえまして、相模原事務所研修施設については27年度より再開するというところで決定したところでございます。

続けて、調書10でございます。保有資産の有効活用、同じく相模原事務所の在り方の検討でございます。

相模原事務所の在り方については、今、申し上げました研修施設の検討課題、それから商品テストの今後の在り方についての検討というところで、相模原事務所にある施設をどう活用していくのかという検討を踏まえて、効率的・効果的に業務運営を行うことができる体制となるように検討を行うとしてございました。研修施設のほうは、先ほど申しました

とおり、4月から再開しております。

一方、商品テストのほうでございますけれども、25年度に消費生活センターに対して実施したアンケート調査というものがございまして、この結果を踏まえまして有識者との検討を実施した結果、商品テストにつきましては相模原事務所にセンター自らテスト機器・施設を所有しつつ、生活実態を踏まえた商品テストを効果的・効率的に実施していくほか、研修施設と商品テスト施設が併設されていることを活かして、製品安全に関する研修を実施していくこととしたところでございます。相模原施設再開に伴いまして、こういった取り組みを27年度以降、していきたいということを考えているところでございます。

続きまして、調書11でございます。自己収入の拡大・経費の節減でございます。

ここは、センターの場合、出版物販売、それから研修受講料ということで自己収入を上げておりますけれども、その金額が受益者負担が適正かどうかを検討するということでございまして、26年度の計画は前年度の検証結果を踏まえた上で必要に応じて見直すとしていたところでございます。「くらしの豆知識」等の出版物については、26年度の発行に当たりまして、25年度の発行経費の実績、発行部数の実績に基づきまして単価を試算し、消費税率引き上げを行ったところ、販売価格との大きな乖離はなかったというところで、26年度においても適正であると判断して、据え置いております。

また、研修受講料につきましても適正かどうか検討ということで、前年度、検討しました結果を改めて検証いたしまして、現行の受講料が妥当であることを確認したところでございます。

また、同様な計画の中で、研修経費の節減というところでございますけれども、これは地方公共団体との共催を図るなどして、効率化が見込まれる方法を検討するとしておりました。25年度に既に検討結果をお示ししたところでございますので、その検討結果を踏まえまして、「専門講座地域コース」の会場借料につきましては、共催先の地方公共団体の負担としたところでございます。

続きまして、調書12でございます。「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」ということで、ここからは業務の中身の自己評価でございます。

評価書式におきまして、先ほど御説明したものと違った点として、上から2つ目の枠組みの右側に主要なインプット情報ということで、予算の規模とか損益計算書から持ってきます発生主義のコスト計算。それから、行政サービスコスト計算書から持ってきていますフルコスト。それから、人員といったところの情報が付加された評価書になっております。

一番最初の消費生活情報の収集・分析・提供というところで、これからしばらくPI0-NETの刷新に係る部分が続きます。

1つ目は、システム構築及び改修ということで、計画におきましてはシステム構築に着手するという。それから、25年度に実施した調達手続に基づき実施するとなっております。当然のことながら、PI0-NET刷新前の2010について、業務に支障がないように安定的

な稼働をするということは行いつつ、PIO-NET2015への刷新ですけれども、26年4月に機器の賃借、運用・保守業務の開札を行いまして事業者決定をしたところでございます。

それ以後、27年3月末には結合テストの段階に入っておりまして、現時点で特に大きなトラブルもなく、27年9月末を目途に今、刷新の事業を進めているところでございます。この刷新に当たりまして、「PIO-NET刷新に関する説明会」を全国8カ所で25回開催したところで、順調にPIO-NETの構築・改修が進んでいるところでございます。

それから、調書13でございます。同じくPIO-NET刷新のPIO-NETへの登録日数の短縮化の検討でございます。

計画におきましては、刷新後において、PIO-NETの登録日数を平均10日以内に短縮することを目標に、昨年度、御紹介しました入力項目の削減といったこと。それから、決裁前の情報を閲覧登録する仕組み、いわゆる仮登録の仕組みの導入について、地方公共団体の理解を得て運用ルールを確定するとしたところでございます。

1つ目の入力項目の見直しでございます。25年度に消費生活センターからの見直しの意見を受けまして、これら内容を踏まえましてシステムの構築を進めました。削減した項目は14項目、追加した項目は2項目。これまでは101項目ございましたけれども、12項目を削減し、89項目ということで入力項目の見直しを行ったところでございます。

それから、仮登録の仕組みの導入でございます。これも25年度に消費生活センターにアンケート調査を行いまして、おおむね8割の消費生活センターから問題ないという回答をいただいておりますので、仮登録のシステムの導入を進めたということ。それから、これらの導入に当たりまして、先ほど申しました「PIO-NETの刷新に関する説明会」、全国8カ所25回開催しまして、この中で仮登録導入に伴う運用ルールの改定について説明し、地方公共団体の理解が得られましたので、運用ルールを確定したところでございます。

仮登録データ提供について確定しました「PIO-NETの利用に関する契約書」等の最終案につきまして説明しまして、現在、各地消費生活センターと契約締結の事務を進めているところでございます。

続きまして、調書14でございます。PIO-NETの刷新の中の、これも登録日数の短縮化の検討ということで、これは国民生活センターが行っているPIO-NETへの登録日数の短縮のところでございます。

計画におきましては、刷新後において5日以内に短縮することの実現に向けて、具体的な取り組みについて検討するというところで、刷新後5日にするという計画につきましては、先ほど御説明いたしました仮登録導入ということで達成することとしております。

したがいまして、26年度におきましては、現在、PIO-NET2010のほうに情報登録しておりまして、これは25年度にデータ登録にかかる業務フローを見直して実施しました登録日数短縮の取り組みを引き続き継続しておりまして、前年度11.3日かかっていたものが、26年度は10.8日ということで、若干短縮を図っているところでございます。

続きまして、調書15でございます。PIO-NETの刷新の中のキーワードの整理とマニュアル

の改定ということで、入力負担の軽減といった目的から、キーワードの抜本的な整理について検討を行い、地方公共団体との調整等を適切に実施するとともに、マニュアルの改定に着手するというところでございます。

これにつきましても、25年度、各地消費生活センターからの意見を踏まえまして、マニュアルの改定に着手したところでございます。これまで2,100ほどございました商品キーワードを1,179ということで、約44%削減。一方、内容等キーワード、これまで786ありましたけれども、これも332、約42%削減し、454としたということで、大幅に内容等の見直しを図りました。また、PIO-NET刷新を踏まえまして「消費生活相談カード記載要領」の作成にも着手したところでございます。各地消費生活センターの意見を踏まえて、大幅な軽減を図っているところでございます。

それから、調書16でございます。PIO-NETの刷新の中の逆引き辞書の導入についての検討でございます。

PIO-NETの刷新の中で逆引き辞書を次期システムへの導入について検討するとなっております。

逆引き辞書につきましては、平成25年度に作成しました、いわゆる表計算ソフト、エクセルによるものが、運用面や利便性ではいいということになっておりました。これについて、引き続き検討しまして、メンテナンスのしやすさということをお勧めすると、この取り組みを継続するという結論に至ったところでございます。

また、「PIO-NET分類・キーワードマニュアル」の改訂を踏まえて、改訂されましたキーワードの逆引き辞書への反映というものに着手して、これらコスト面等、利便性を考えました表計算ソフトによる逆引き辞書を活用していく方向性を決めたとところでございます。

続きまして、調書17の「早期警戒指標」の活用でございます。この中の「早期警戒指標」に基づく情報の提供でございます。

「早期警戒指標」を活用し、指標に基づく情報を消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等へ定期的に提供するというところでございます。

これら情報につきましては、中央省庁、地方公共団体等に対しまして定期的に提供したほか、消費者庁との間において「財産事案情報共有打合せ」会議というものもでございます。この場におきまして、26年度は46回開催されておりますけれども、「急増指標」上位30位の情報を提供し、審議に活用したところでございます。

また、センター自らも、この「急増指標」に基づきます情報の特徴や問題点を分析いたしまして、情報提供を9件実施したところでございます。これら情報につきましては、定期的に関係機関等に情報提供して活用しているところでございます。

続きまして、調書18でございます。同じく「早期警戒指標」の活用の中の効果的活用でございます。

計画におきまして、この早期警戒システム、PIO-ALERTと呼んでおりますけれども、これの安定的な稼働を図るとともに、当該指標を全国の消費生活センターが随時利用できるよ

うに、PIO-ALERTの利用者拡大を図るという点でございます。

当然のことながら、PIO-ALERTにつきまして、安定的な稼働に努めた一方、従来、メインセンターだけだったものを、メインセンター以外の消費生活センターへのユーザー拡大を実施いたしました。この結果、ユーザー数が25年度までは3,584名ということでございましたけれども、26年度は約1,000名増いたしまして4,698名に増加したところでございます。

また、次期PIO-NETへの統合のためのシステム設計を進めるとともに、特商法指標の見直しを実施したところでございます。

続きまして、調書19、「事故情報データバンク」の活用でございます。

「事故情報データバンク」をセンターのほうで管理運営しておりますけれども、これらシステムを活用して重大事故情報の速やかな共有といったところ。それから、広範囲の消費者情報の収集を消費者庁と協議を行って行うという内容でございます。

「事故情報データバンク」システムの安定的な稼働を図ることは当然でございますけれども、情報分析能力の強化といった点から消費者庁と協議を進めまして、新たに公益財団法人日本中毒情報センターからデータ収集を平成27年度から開始することができるようになりました。

また、情報の有効活用を図るために、国民向けの画面の再構成といったことにつきまして消費者庁と検討を行っているところでございます。

なお、インターネットの活用による広範囲の消費者情報の収集という点につきまして、26年度におきまして消費者庁の方針を確認したところ、一般消費者からの情報収集ということは、当面は早急に対応すべきと考えていないということでございましたので、引き続き消費者庁と協議の上で検討を継続することとしているところでございます。

続きまして、調書20でございます。消費生活情報の収集・分析・提供の中の調査研究でございます。

調査研究におきましては、国・地方の消費者政策の企画立案、消費者行政の国際的展開に資するために、PIO-NET情報等を活用して調査研究を行って、広く国民に情報提供するというところでございます。

26年度におきましては、今後ますます増加することが予想される越境消費者トラブルにつきまして、全国の消費生活センターにおける越境消費者取引に関する相談受付の状況、それから相談対応の実状等を明らかにするためにアンケート調査を実施しまして、平成27年3月にその調査結果を公表したところでございます。

また、「国民生活研究」という雑誌を発行しておりますけれども、その中におきましても、電子商取引、インターネットバンキングなどの急速な普及に伴い、クレジットカードを初めとする現金を使わない支払い手段、決済手段の利用が進んでいる一方、クレジットカード取引に係る消費者からの相談が増加していることから、こういった状況につきまして研究して紹介したところでございます。

続きまして、調書21で。はい。

○升田委員 非常に瑣末なことで恐縮です。ちょうど今、5分の1ぐらい終わって20分かかったんですね。そうすると、このままいくと時間的にどうかという。

○国民生活センター西総務部長 項目はありますけれども、該当がない部分があったりしますので、1時間を目途に進めているところでございます。

○升田委員 スピードを上げるというのは、しゃべる速度を速めるとか。

○国民生活センター西総務部長 ポイントに絞って御説明するようにしたいと思います。

○升田委員 よろしくお願ひします。

○国民生活センター西総務部長 調書21です。報道機関を通じた情報提供ということで、情報提供の実施でございませう。

これにつきましては、消費者への注意喚起情報を年間50件以上実施するということでございませう。

これは、記者説明会21回、ホームページまたはFAX公表を13回開催しまして、73件の情報提供をしたところでございませう。したがって、50件の目標に対しまして73件、146%ということでしたので、120%以上の成果があったということで、これにつきましては先ほど御説明したA評価としてございませう。

続いて、調書22でございませう。事業者名を含めた公表でございませう。

情報提供に当たっては、事業者名を含めた公表に積極的に取り組むということで、26年度におきましては、30件、事業者名を含む公表を行ったところでございませう。

続いて、調書23でございませう。ホームページ、出版物による情報提供ということで、ホームページの利便性向上のための取り組みでございませう。

ホームページの利便性の向上を図るということで、26年度におきましては、「全国の商品テスト」「医師からの事故情報受付窓口」のコーナーを新たに設置いたしました。

それから、ホームページの利便性向上を図るために、消費生活センター、それから報道機関等を対象とした利用者アンケートを実施し、その検討結果を踏まえて、今後改善等を図っていく予定にしているところでございませう。

続いて、調書24でございませう。同じホームページによる情報の迅速な提供ということで、緊急性が高い情報については、迅速かつ的確に出すということで、子供のオンラインゲームでの課金トラブル、自然災害に便乗した悪質商法、電子マネーのキャッシュレス決済といったトラブルなど、消費者の関心が高い情報を掲載したところでございませう。

また、社会的関心の高まった乳幼児のボタン電池の誤飲とか、「公的機関を語って個人情報削除を持ちかける詐欺にご注意！」といったような緊急性が高いと思われる情報につきましては、迅速にホームページに情報提供したところでございませう。

続いて、調書25でございませう。ホームページの中の「国民生活」のホームページの掲載と簡易冊子の配布でございませう。

専門情報誌であります「国民生活」につきましてホームページに毎月1回掲載を行いまして、12回発行したところでございませう。

また、これの簡易冊子版を全国の消費生活センター対象に約1,100部、配布したところでございます。

続きまして、調書26、ホームページの「国民生活」読者へのアンケート調査でございます。

「国民生活」につきまして読者のアンケート調査を行いまして、満足度4以上の評価を得るということで、4.5の評価を得ました。

それから、アンケートによって得られた情報につきましては、今後、誌面に反映させていくことにしているところでございます。

続きまして、調書27でございます。ホームページ、出版物による情報提供ということで、出版物でございます。

この中では、「くらしの豆知識」を年1回発行するというのと、デイジー版を作成するというので、「くらしの豆知識」を26年9月に発行いたしました。それから、デイジー版につきましても1,100部作成しまして、27年3月に配布したところでございます。

続いて、調書28でございます。高齢者や障害者への情報提供（メールマガジンの発行）でございます。

高齢者や消費者に加えて、それらの方々を支援する人たちにメールマガジンを発行するというので、「見守り新鮮情報」を32回、「子どもサポート情報」を13回発行して、それぞれの対象者に対して情報提供を行ったところでございます。「見守り新鮮情報」につきましては、前年度27回だったものを今回は32回。それから、子供サポート情報も1回ですけども、少しずつ情報提供を増やしている状況でございます。

調書29、メールマガジンの活用でございます。

メールマガジンの情報を活用した印刷物を作成するというので、メールマガジンに寄せられました情報につきましてリーフレットを作成したところでございます。「見守り新鮮情報」などにつきまして、イラスト入りのカラーリーフレットを作成し、ホームページに掲載して活用できるようにしているところでございます。

それから、それらリーフレットにつきましては、「くらしフェスタ」「霞が関子どもデー」といった展示会がございますので、そういった所で配布したところでございます。

それ以外にも、事故情報をもとに「くらしの危険」というものを6回作成し、発行したところでございます。

続いて、調書30でございます。「トラブルメール箱」の運用でございます。

トラブルメール箱の情報を50件以上新設または更新し、ホームページ上で提供するというので、トラブルメール箱から得られた情報をアドバイスとして提供するというのでございます。

26年度はFAQコーナーに掲載している解決策や消費者へのアドバイスについて、45件の追加・更新を行ったほか、17件については掲載の準備をしたところで、合わせて62件という状況でございます。

また、「トラブルメール箱」に寄せられた件数、1万3,721件ございましたけれども、これらにつきましてFAQへ19万ほどのアクセスがあったということで、アクセス件数がかなり増えているといった状況でございます。

続きまして、国民への情報提供の中の調書31、消費者庁の行う注意喚起への協力でございます。

センター、ホームページにおきまして「中央省庁からの情報提供」ということで、注意喚起情報591件を紹介したところでございます。

また、これら注意情報の「くらしの豆知識」「見守り新鮮情報」での情報提供や、消費者庁の実施するキャンペーンに協力等、行ったところでございます。

それから、調書32、相談機能の強化ということで、経由相談でございます。

経由相談の実施というところで、4分野、金融、保険、情報通信、特商法、個人情報の専門チームを設けまして、専門家からのヒアリングを702回、相談事例の検討会を49回行ったところでございます。

また、「キャッシュレスの買い物110番」、それから「高齢者の悪質商法110番」等を実施したところでございます。このように経由相談の解決能力向上を図っているところでございます。

同じく経由相談の苦情相談への対応、調書33でございます。

26年度におきましては、受け付けた相談件数2万1,580件のうち、経由相談は7,687件受け付けております。前年より約400件増加しております。このうち助言は6,250件、移送・共同処理につきましては1,150件対応したところでございます。

続きまして、苦情相談、「消費者ホットライン」を活用した地方支援（平日バックアップ相談等の実施）、調書34でございます。

「消費者ホットライン」を活用しました平日バックアップ相談を実施し、あっせんを積極的に行うというところでございます。

26年度におきましては、平日バックアップ相談について受け付けた相談件数、3,150件、あっせんは211件でございました。

これ以外にも、お昼の消費生活相談というものを実施しておりまして、お昼の消費生活相談につきましては年間約3,000件、あっせん件数は252件ということで、これら「消費者ホットライン」を通じました相談の合計は6,222件、あっせん件数は463件ということになっております。

調書35、同じく「消費者ホットライン」を活用した地方支援（土日祝日相談の実施）でございます。

土日祝日相談窓口を開設いたしまして、26年度は12回線で年間111日実施しまして、相談件数7,553件という状況で、あっせんは25件ということでございます。

なお、回線数は25年度は16回線、26年度は12回線で、回線数が若干減りましたが、相談件数はほぼ前年並みという対応をしているところでございます。

続きまして、調書36、苦情相談の充実・強化、個人情報に関する苦情相談でございます。

これは、相談で受け付けました個人情報につきまして関係機関との共有化を図るということで、個人情報の取り扱いに関する経由相談の件数、117件ございましたけれども、これら情報の共有を図ったということと、それから消費者庁と共催で個人情報の説明会を3会場において、国民生活センターから職員を派遣し、個人情報の相談事例の紹介等を行ったところでございます。

調書37でございます。紛争解決手続の実施でございます。

26年度、計画においてはADRの手続を申請から4カ月以内に終了するように努めるとなっております。

26年度につきましては、申請、167件ございました。このうち155件、手続が終了しました。これは、前年度から継続しているものがございますけれども、86.3日ということで、4カ月以内に手続を終了しているという状況でございます。

続きまして、関係機関との連携、調書38です。

まず最初が、消費者庁との連携でございます。消費者安全法に基づく事故情報の通知でございます。

センターに寄せられました相談情報のうち、重大事故の疑いがあるものについて31件、それから消費者事故等の疑いがあるものについて26件、消費者庁へ情報提供したところでございます。

なお、情報提供件数が重大事故情報の疑いのあるもの111件が、26年度は31件。消費者事故の疑いがあるものについては143件から26件と、大幅に減っているところでございます。これにつきましては、25年度には薬用化粧品による白斑トラブルの危害情報が多く寄せられたといったことが考えられているところでございます。

続きまして、調書39でございます。情報共有の実施でございます。

財産事案や生命身体事案に係る情報共有を行うというところでございまして、消費者庁との間で財産事案情報共有打合せ会を46回、それから生命身体事案情報打合せ会議を45回開催しております。

また、消費者庁と当センター幹部が出席いたしております消費者政策検討会議を3回実施したところでございます。

続きまして、調書40、公共料金に関する意見・相談の報告でございます。

公共料金に関しまして受け付けた意見・相談内容を取りまとめて消費者庁に提供するというところでございます。

これらは、主な公共料金として、電気、ガス、水道、鉄道、バス、公共放送の6項目について、PIO-NETに登録された公共料金の値上げに関する相談につきまして、データ精査を行いまして情報提供したところでございます。

調書41、関係機関への情報提供でございます。

記者説明会によりまして消費者へ73件の情報提供を行いまして、そのうち36件につつま

しては、関係省庁、事業者団体に積極的に情報提供を行ったところがございます。その結果、13件につきまして行政処分、業務改善という対応ができたことを確認しております。

調書42でございます。消費生活センターとの連携でございます。

これは、「PI0-NETつうしん」といった情報がございますので、これらを通じまして消費生活センター等と連携を図っております。26年度におきましては「消費者行政フォーラム」にPI0-NETの運営に関する情報として、「PI0-NETつうしん」を14回、PI0-NETに関する事務連絡を18回、PI0-NET刷新に関する情報を12回等、情報提供し、掲載したところがございます。これらシステム等を使いまして連携を図っているところがございます。

調書43、「消費生活相談緊急情報」の発行でございます。

「消費生活相談緊急情報」を月2回以上掲載するという事で、定期的に月2回掲載したほか、26年度、臨時ということで年間39回、合わせて63回、「消費者行政フォーラム」のほうに掲載したところがございます。

なお、アクセス件数は12万6,600件というところで、前年度より約2万件増えているところがございます。

続きまして、調書44でございます。「製品関連事故情報」の発行でございます。

「製品関連事故情報」は、同じく「消費者行政フォーラム」に掲載するという事で、毎月1回掲載したところがございます。アクセス件数は約1万2,000件ということで、これも前年度より約1,000件ふえている状況でございます。

続きまして、国の行政機関との連携でございます。調書45でございます。

法令に基づく迅速な行政処分に資するために緊密な情報交換を行うということで、関係行政機関から寄せられた約2,500件の情報提供依頼に対しまして、全て対応したところがございます。

それから、行政機関からの依頼に応じまして、各種検討会等に130回出席したという状況でございます。

調書46でございます。同じく関係機関との連携で、独立行政法人でございます。

製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との連携でございます。製品評価技術基盤機構との実務者会議を12回、国立健康・栄養研究所との連携会議を1回実施しております。

また、各法人が開催します会議につきまして、センターから講師派遣を3回行ったほか、それ以外にもセンターが開催する研修への講師派遣で連携を図っているところがございます。

調書47でございます。適格消費者団体のPI0-NET利用のための環境整備ということで、適格消費者団体へのPI0-NETの情報開示につきましては、消費者庁との協議を踏まえまして、配備のための会議範囲の設定機能につきまして、刷新後のPI0の環境整備を進めているところがございます。

なお、実際の利用につきましては、26年度におきましては消費者庁と調整していたとこ

ろでございます。

調書48でございます。消費者団体との連携でございます。

26年度におきましては、消費者団体との意見交換会につきまして3回行いました。それ以外にも適格消費者団体からの照会への対応ということで、47件対応したということで、消費者団体との連携を図っているところでございます。

次に、法令照会への対応、調書49でございます。

裁判所、警察、弁護士会等々の法令の照会に対応するということで、26年度におきましては、これら照会710件、全てに対して対応したところでございます。

この法令照会以外にも、国民生活センター情報提供規程に基づく照会にも対応しております。117件対応したところでございます。

続きまして、調書50、関係行政機関に対する改善要望でございます。

消費生活相談情報の収集・分析結果をもとにしました改善要望でございます。

記者説明会により消費者へ情報提供しました73件のうち、14件につきまして、関係行政機関、業界団体に制度改正、表示の改善などの要望を行っております。その結果、9件につきまして行政処分、それから業務改善の対応を確認しているところでございます。

続きまして、調書51、研修でございます。地方公共団体職員・相談員への重点化でございます。

26年度におきましては、65コース、研修を行いましたけれども、このうち地方公共団体職員・相談員を対象とした研修につきましては60コース行いまして、約92%ということでございます。

それから、調書52でございます。遠隔研修でございます。

インターネットを利用しました遠隔研修を推進するというところで、26年度におきましては677カ所に対しまして8本のコンテンツを配信したところでございます。この内容につきましては、満足度4.7という評価をいただいているところでございます。

続きまして、調書53、受講者へのアンケート調査でございます。

研修参加者に対します受講の満足度を、5段階評価で4点以上の評価を得るというところでございます。26年度におきましては、総平均は4.8ということでございまして、また全ての講座で4以上の満足度を得ているところでございます。したがって、目標が4.0以上に対して、満足度は4.8ということで、120%以上でということで、目標を十分達成しているということでA評価をつけております。

続きまして、調書54、中小企業を対象とした研修の実施でございます。

26年度におきましては、企業の消費者相談窓口担当者に対しまして研修コースを2コース実施しておりまして、この満足度につきましては5段階評価で4.5という結果でございました。

調書55、国家公務員向けの研修の実施でございます。

消費者行政に関する国家公務員向けの研修の実施について検討を行うということで、26

年度におきましては25年度と同様で、聴講の受け入れということで、消費者行政職員研修、それから相談員のカード作成セミナー、あるいは専門・事例講座といったところに聴講生の受け入れをしております。

27年度以降につきましての国家公務員向けの研修の実施につきましては、聴講の受け入れを引き続き行うということで、消費者庁と協議が整っているところでございます。

続きまして、調書56、消費生活専門相談員資格認定制度でございます。

消費生活専門相談員の審査・認定を行うということでございます。26年度、資格認定試験を実施いたしまして、845名の方から受験の申し込みがございまして、210名につきまして資格認定をしたところでございます。合格率は28.6%で、受験者の利便性を図るために、ホームページでの申込書のダウンロード、それから各地消費生活センター、関係機関へポスター、リーフレットの配布といった取り組みをしたところでございますけれども、受験申込者数については微減しているところでございます。

調書57、相談員の資格認定試験につきまして、地理的条件に配慮した試験の実施ということで、年度計画で全国15カ所以上で資格試験を実施するとしたところ、26年度は27カ所で実施したということで、15カ所に対して27カ所ですので、180%ということでA評価としているところでございます。

調書58、同じく資格制度で、資格更新のための講座の実施でございます。

26年度、更新講座を全国5カ所で6回、更新受講者が386名で実施したところでございます。

調書59、研修の充実のうち、市場化テストの実施でございます。

計画におきまして市場化テストの導入ということでございまして、26年度におきましては「公共サービス改革基本方針」の閣議決定の中において、企業職員研修、それから一般消費者向けの全国消費者フォーラムにつきまして市場化テストを行うとしたところでございまして、これらにつきまして官民競争入札等監理委員会事務局、監理委員会と連携をとりまして入札を実施しまして落札決定し、27年度以降、3年間、市場化テストでこの講座を実施することにしたところでございます。

調書60、生活実態に即した商品テストの実施でございます。

消費者の生活実態に即して必要な商品テストを年間10件以上実施するということでございます。26年度におきましては、13件の商品テストを実施いたしました。したがって、目標に対しまして130%以上ということで、A評価をつけているところでございます。

また、地方からの依頼のあった相談解決のためのテストについては、全件対応するという計画でございますので、各地の依頼テスト204件につきましては、全て対応したというところでございます。

続きまして、調書61、消費者庁への協力でございます。

商品テストにおきまして、消費者庁からの求めに応じて必要な協力を行うというところで、消費者庁の依頼に応じまして3件のテストを実施したほか、消費生活センターが重大

事故として通知したもの等に関するテスト結果5件を消費者庁に情報提供したところでございます。このテストの実施以外でも、医療機関ネットワーク事業というものを実施しておりまして、24の医療機関が参画しております。この医療機関から寄せられました基本情報7,853件、このうち詳細情報を305件収集し、6件については現地調査、追跡調査を実施したというところで、消費者庁等の求めに応じまして情報収集等を図っているところでございます。

調書62、同じく商品テストの実施で、外部有識者による評価の実施でございます。

商品テストの実施に当たりましては、商品テスト分析・評価委員会を実施しておりまして、26年度は25回開催しております。この25回開催した中において、消費者への情報提供案件のうち11件について意見を反映して実施したところでございます。

続きまして、調書63、商品テストの効率的な実施でございます。

他の独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関と連携してテストを実施するというところでございまして、26年度は26件、省庁、独立行政法人、大学、医療機関、業界団体等のヒアリングを行いながらテスト等に活用したところでございます。

続きまして、調書64、商品テストの効率的な実施で、外部試験機関への委託でございます。

定型的な規格・基準に基づくテスト等、あるいは専門性の高いものについては、外部の試験機関に委託するというところでございまして、26年度は定型的な85項目のテストを委託しまして、専門性が高いテストの50項目につきましては、それぞれ専門機関等に委託したところでございます。

続きまして、調書65、同じくテストの支援でございます。

消費生活センターでは対応が困難なテストを支援するというところで、26年度は204件につきまして消費生活センター等の依頼に基づいてテストを実施いたしました。

調書66でございます。商品テスト実施に関する商品テスト実施情報の収集・提供でございます。

ホームページを通じまして提供しておりまして、26年度は263件につきまして情報提供をしたところでございます。

続きまして、調書67でございます。商品テスト情報の情報提供に係る手段の提供ということで、地方公共団体に対するデータベースの構築を検討して、これら情報提供に着手するというところで、「消費者行政フォーラム」の中に各地消費生活センターからの依頼に基づき実施した商品テストの報告が閲覧・共有できるようにデータベースを構築いたしまして、27年3月末には25年度のデータも加えまして、399件を登録しているところでございます。

続いて、調書68、震災関連の情報の収集・提供でございまして、震災関連につきましてホームページの専用ページを通じて情報提供を行うというところで、ホームページの中央省庁からの情報で7件紹介するとともに、メールマガジンで食品と放射性物質に関する様々な情報につきまして周知を図ったところでございます。

調書69でございます。同じく食品と放射性物質に関連する講義の実施ということで、26年度におきましては、「食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション」の講義を消費生活専門相談員の事例講座を2回実施しておりますけれども、この中で紹介しているところでございます。

調書70、放射性物質の検査に関する地方公共団体への支援というところで、地方公共団体からの依頼に基づきまして、スクリーニングレベルを超えました食品の精密検査を33件実施し、依頼先へ情報提供しております。これ以外にも、検査方法に関する全国研修を消費者庁と共同で1回開催したところでございます。

調書71でございます。震災後の復興に向けた取組で必要な施策の実施ということで、26年度におきましては実施が必要となった施策はございませんでした。

調書72、消費者教育の推進で、民生委員等への研修を行う講師のための講座ということで、26年度におきましては「消費者教育に携わる講師養成講座」を2回実施しております。これ以外にも、メールマガジン「見守り新鮮情報」を民生委員や福祉関係者に年間32本、配信しております。

また、中央省庁、自治体の要請を受けまして、消費者教育関連イベントに6回参加し、啓発等を努めているところでございます。

調書73で、PI0-NET情報の消費者教育への活用でございます。

高齢者や高齢者を支援する者に対しまして、メールマガジンの提供によって情報提供を行うということで、26年度は「見守り新鮮情報」を32本発行しておりますけれども、このうち25本、それから、「子どもサポート情報」を発行13本発行しておりますけれども、このうち9本につきまして、PI0-NETに登録されました相談情報を活用した情報提供を行ったところでございます。

続いて、調書74、消費生活相談員向けの専門知識習得のための研修でございます。

消費者教育講座の講師となるための講座というものを4回実施しております。

また、同じく、高齢者、民生委員・福祉関係者、小中高生を対象としました講座の講師となる消費者行政職員、相談員の方を対象とした研修を4回実施しているところでございます。講師に携わる人たちの研修に努めているところでございます。

続きまして、調書75、消費者教育に関する先進的な取り組みに対する情報提供でございます。

ホームページの中の「国民生活」の中で記事を取り上げて「消費者教育実践事例集」として連載を図ったほか、東京事務所の2階での展示ブースの設置、それから、企業の取り組み等を全国消費者フォーラム等におきまして提供したりしているところでございます。

調書76、巡回訪問でございます。

26年度の巡回訪問につきましては、行政職員、巡回担当者別の「巡回訪問研修」を6回開催いたしました。この研修の受講者の満足度につきましては4.9の評価を得ているところでございます。これ以外にも「巡回訪問便り」を毎月発行いたしまして、支援に努めてい

るところでございます。

調書77、PI0-NETの追加配備でございます。

平成26年2月17日に策定しました配備基準に基づきまして配備決定をしております。配備箇所は787カ所としておりまして、配備が進んでいるところでございます。

調書78は、中核機関としての役割強化でございます。

国民生活センターの事業におきましては、まず相模原事務所の再開ということで有識者の懇談会を行ったということ。それから、「お昼の消費生活相談」を引き続き実施していくこと、それから、「越境消費者センター」を移管実施することにつきまして、有識者の方から意見等を取り入れて事業を行うということとしました。

それから、センターの在り方につきましては、独立行政法人通則法の改正に伴いまして、「中期目標管理法人」とされましたために、監事機能の強化と体制の整備といったところを現在図っております。中核機関としての強化の体制整備等、それから業務の適正を確保するための体制等の整備を行ったところでございます。

続きまして、調書79は予算でございます。これは、業務実績報告書70ページに記載してございますので、参照していただければと思います。

調書80、短期借入金の限度額でございます。短期借入金の実績はございません。

調書81、不要財産が見込まれる場合の処分の計画はございません。

それから、調書82、重要な財産の処分に関する計画も該当ございません。

調書83、84、85、いずれも剰余金の使途でございますけれども、該当するものはございません。

それから、調書86でございます。施設・設備に関する計画。これも計画はございません。

調書87、人事に関する計画でございます。

地方公共団体との人事交流、それから消費者団体との実務体験を引き続き可能なものを実施するというところで、26年度におきましては、消費者団体と引き続き実務体験を実施しております。それから、27年4月からですけれども、地方公共団体との人事交流を新たに始めております。26年度におきましては、地方公共団体と調整を図りまして、27年度からの取り組みの調整を図ったところでございます。

調書88、中期目標期間における債務負担行為でございます。

これは、PI0-NETの刷新で調達を行い、PI0-NET端末機器の更新で5年間のリース契約を交わしたところでございます。したがって、平成32年までリース期間でございますので、中期目標期間を超える債務負担ということでございます。

調書89、積立金に関する処分はございません。

調書90、情報セキュリティ対策でございます。

情報セキュリティ対策の向上を図るということで、政府統一基準がございますので、この準拠状況について確認し、改訂が必要であることを洗い出しております。今後、この調査に基づきまして改訂を行っていくこととしております。

それから、職員の情報セキュリティ・リテラシー向上のために、全役職員を対象とした研修を実施しております。研修に参加できなかった役職員につきましても、DVDを配布することによって研修内容の実効性を図っているところでございます。

調書91、事業の審査及び評価でございます。

事業実施に当たりまして、外部評価の仕組みを取り入れるということでございます。平成25年7月から実施しております「お昼の消費生活相談」につきまして、検証会議を26年度、3回実施しております。この中において、国民生活センターの各機能への効果が確認されたことから、26年度から恒常的に実施するとしております。

それから、商品テストにつきましても、商品テスト分析・評価委員会を実施しております。商品テストデザイン、テスト結果等について審議・評価を受け、業務内容に反映しているところでございます。

それから、調書92、国際協力でございます。

海外からの研修生の受け入れ、海外への講師派遣でございます。26年度におきましては、ベトナムの消費者行政プロジェクトということに対しまして、職員1名を平成26年9月から長期派遣しているところでございます。

また、韓国消費者院から職員2名、研修生として受け入れまして、26年5月から2カ月ほどセンター業務等の情報提供を図ったところです。

これ以外にも、タイの消費者保護委員会、台湾の各機関の視察に対応しているところでございます。

調書93、内部統制の充実・強化でございます。

内部監査、監事監査を適切に実施し、そのモニタリングをするということで、内部監査を実施しまして、各部署におけるリスク要因の分析とか評価を行いまして、監事からの指摘事項に対しまして具体的対応策を策定し、監事に報告を行いました。

さらに、これら対応策につきまして、進捗状況を把握するためにモニタリングを2回実施しまして実効性の確保を図っているところでございます。

なお、内部統制の一環としまして、法人の運営基本理念ということで、センターの「使命」、役職員の「行動指針」というものを平成26年10月に策定したところでございます。

調書94でございます。コンプライアンス研修の実施でございます。

コンプライアンス研修に係る職員研修を実施いたしております。管理職を対象に2回、一般職員を対象に3回、合計5回のコンプライアンス研修を実施したところでございます。

調書95、情報公開でございます。

情報公開請求に対して適切に対応するというところで、26年度は1,838件、対応しております。前年度より約200件、情報公開請求が増えておりますけれども、着実に対応しているところでございます。

非常に長くなって大変申しわけございませんけれども、終了いたします。

○消費者庁消費者教育・地方協力課植田課長 ありがとうございます。

ただいま御説明ありました項目につきましては、また次回、御意見いただきたいと思えますけれども、現時点で何か御質問等ありましたら。

○升田委員 さっきセキュリティとおっしゃいましたけれども、2つ質問があります。

1つは、どこかに不具合があったのか。

2つ目は、漏れて悪そうな情報は何かお持ちなのでしょうか。

○国民生活センター山形理事 セキュリティに関しては、政府の統一基準がありまして、それに準拠するようやっていたのですが、実は政府の統一基準も次々に変わっていきまして、1回改定しようとしたところ、次のバージョンがもうすぐ出るということで待っていたところ昨年5月19日に更新されたので、それに対してどれぐらい準拠しているかという調査をやったところ。間を置きましたので、最新の基準に準拠していない部分があることがわかったので、その基準改定については、早々に対応しなければいけないかなということで、今、やっているところです。

それから、例の年金機構問題で、それは今年に入ってからですけれども、それについては消費者庁のほうからもいろいろと御心配があって、PIO-NETはどうか、もう一回そこもきちんと検証しました。PIO-NETとして相互利用するデータには個人情報を持っていませんが、国民生活センターが相談を直接受けていること、研修を実施していますので、その辺に関しては個人情報があります。

その辺りについて、職員レベルでどういうふうに個人情報を取り扱っているかということについて、今回は全部署に調査をかけまして、各部の持っている個人情報を全部洗い出しをして、それをどうするかということについては、とにかく個々の職員のパソコンには入れないようにしましょう、共有フォルダがありますから、そこにパスワードをかけて保存する。各共有フォルダは、その部の人間しかアクセスできないように制限をかけてありますが、その中に入れて、さらにその個人情報が入っているファイルないしはフォルダについては、パスワードをかけなさいということ徹底しているところです。

○升田委員 私、別にそんなに個人的に関心があるわけではないのですけれども、幾つかの問題がある。

今、おっしゃったシステムの問題と運用の問題があって、システムの問題は、どっちみち狙われたら破られるということを覚悟しないといけないという。非常に悲観的ですがけれども、狙われるか、狙われないかの問題だけだと思うのです。

今おっしゃった運用の問題で、仕事熱心な人は2つあって、私的なパソコンと職場のパソコンを両方、外に持ち出さないようにしないと、仕事熱心な人が漏らしているのが普通なのです。ですから、確かに仕事がしにくいとか、休みの日もやりたいという人はどこにでもいると思うのですけれども、余りそれをやると、おっしゃったような、やってはいけないという掛け声で、実際にやってしまった場合にどうなるかということ、それで漏れているのです。

○国民生活センター山形理事 それに関しては、例えば外部に持ち出すときにはUSBを、う

ちのパソコンでしか読めないものを作って、それで一つ一つ、どうしても外部媒体に取り出すときには、全部申請書を出させてチェックして、その申請書の有効期間も1カ月としているのですが、御指摘のとおり、これは見方を変えれば、裏から見ればお題目だけで、職員のモラルがどうかということで、それをどうやってチェックするかという話になると、これは系統的にどこまで対応できるかといったら、現状は難しい。

この間、漏洩の原因となった例の標的型のメールは、メールを禁止するのが一番いいですし、あるいはメールにファイルが添付されるのを禁止すれば漏れない。そうすればすごくセキュリティレベルは上がりますけれども、それでは仕事にならない。その辺は、今、消費者庁のほうもいろいろ検討なさっているようですので、情報共有をしながら、どこまで系統的に対応するかということと、それに対して職員の運用をどこまで絞り上げるのか、あるいはルールづくりをより緻密にやるかは、これから少し議論させていただこうかと思っております。

○国民生活センター松本理事長 職員の意識でやれることがいろいろあるだろう。しかし、それは逆に言えば、職員の意識が悪ければ簡単に破られるということなので、それを防ごうと思うと、システムでそんなことはできないようにしなきゃならないけれども、そのためには一定のコストが要するというところがある。コストをたくさんかけないでセキュリティのレベルを上げられる均衡点を探しながら、今、やっているということです。

○升田委員 当面、狙われる懸念はない。

○国民生活センター山形理事 我々のドメイン名も「go.jp」ですから。

○升田委員 無差別にね。

○国民生活センター山形理事 徹底して狙われてきますので。特に、サーバーに対するアタックというのは、それなりにしっかり防いでいますけれども、メールですると入ってこられたのは、職員に対してはしょっちゅう注意喚起はしていますけれども、ふっとだまされることはあるかなと。

○升田委員 だから、余り世間に役に立つというか、狙っている人の役に立つ情報とはとても思えないけれども、漏れたというのがわかると信頼性に影響しますね。

○消費者庁消費者教育・地方協力課植田課長 そのほか、いかがですか。お願いいたします。

○長岡委員 取り組みというよりも、評価の考え方ですけども、例えば27番の項目だと、主な評価指標のところには主な定量的指標とあって、「くらしの豆知識」の発行回数とか販売部数があるのですけれども、その上の表だと達成目標が1回と書いてあって、販売部数に関しては、特に何部と書いていないのですね。そうすると、自己評価のところでは、確かに達成目標が書いてあるところは、それを上回るとBとかAになると思うのですけれども、具体的に達成目標が販売部数などは書いていないので、実際に販売部数が下がっても、これはいいですよという評価になるのか、その基準がよくわからないというのと。

あと、同じようなケースで、項目70番でもあるのですけれども、これも定量的指標のと

ころは精密検査実施件数とあって、達成目標はないのですけれども、実際に昨年度と比べると81件が33件になって、中期目標でも積極的に検査を実施するというので、積極的にこれでやったということになるのかどうかというのが、その基準がわからないというか。実際に数字的なものとしては、予算・決算とも前年度に比べて半分になっているというわけではないのですね。ですので、実際に経費がかかっているのに、検査の実施件数は極端に減っているというのはどうなのか。どういう形でBとかAの評価をするのかなと思いました。

○国民生活センター西総務部長 新たな27年度の独法制度のもとでの中期目標・中期計画、それから年度計画の目標の立て方においては、多分そういった評価の指標のところを正確に書いていく計画になっていくのかなと思うのですけれども、26年度につきましては、独立行政法人通則法附則8条の規定に基づき、従来目標等を有効なものとしています。

したがって、従来の年度計画・目標におきましても、数値目標は「くらしの豆知識」は年1回発行するという計画になって、それ以外のものには数値の部分が入っていないというところがありますので、そこについては、先ほどの評価基準の中で、定性的な指標に基づいて評価せざるを得ない場合というところに該当するというので、目標の水準を満たしているということでB評価をつけたところでございます。したがって、さまざまな形でインプット情報を掲載しておりますけれども、あくまでも年度計画で示したところの数値が入っているか、入っていないかといったところで、今回はA、B、C、Dの自己評価をつけたところでございます。

○国民生活センター山形理事 「豆知識」の場合は、名義差しかえというものが地方公共団体の名前を出すというのが中心ですので、これは先方の予算のかけ方によってどんどん変わってきますから、この辺は、相手さんに依存しているところがある。

それから、先ほどの放射能測定につきましても、これは原発以降、非常に関心が高いときは検査依頼がたくさん来ていましたけれども、その辺が少し落ち着いてきたのかもしれませんが、相手さんからの検査要請が減ってきているという実態があるので、こちらから積極的にもっと出してくださいという手紙を出したり、行ったりとか、そこまではどうかという話になってくるのです。

○国民生活センター宗林理事 あと、ここの精密分析は、100Bqに対して50を超えて、精密が必要なものについて受け入れるというたてつけなので、全体的な放射性物質の濃度自体が落ちてくれば、当然、50Bq以下であればやる必要がないので、震災からの経時的な変化によって当然減ってきているというものです。

○長岡委員 定量的に何件以上とは言えないですね。

○国民生活センター宗林理事 ええ。これについては特殊事情だと思いますね。全体的に数値が下がっていて、土壌とか自家作物。試験機を貸与していますけれども、簡易測定器でスクリーニングをかけます。それで一定以上になったものについては、精密を受けますよというたてつけなので、値が低くなり、簡易測定器のスクリーニングで問題なければ来

ません。

○国民生活センター山形理事 先ほどの「豆知識」に関して西部長から申し上げたように、今は出ていませんが、次のときにはもしかしたら、おっしゃるように何部以上売りなさいという目標が立てられる。もし、何部以上売れないことが続けば、この事業はやめましようという評価をせざるを得ないことも出てくるかもしれない。そこは私はわかりませんが、

○国民生活センター西総務部長 主要なインプット情報の予算のところは、1項目について、これに該当するものを抜き出してという形が非常に困難なところもありますので、ここに記載してある情報は基本的にこれから御説明します財務諸表のセグメント情報の事業のまとめり全てを合計してしまっていますので、例えば「くらしの豆知識」という項目には、広報事業全部の金額を入れているということです。

○長岡委員 そこだけではわからない。

○国民生活センター西総務部長 そこだけではないということだけは御理解いただければと思います。

○長岡委員 わかりました。ありがとうございます。

○国民生活センター松本理事長 「くらしの豆知識」は、我々のやっている事業の中で実は一番収益につながっている事業でして、ほかはほとんど持ち出しです。ですから、広報という視点から評価する話と、自己収入の拡大という観点から「くらしの豆知識」とか出版物をもっとたくさん売れば、自己収入につながるじゃないかという視点からの評価もあると思いますので、そのあたり、どちらの視点から見て、どう評価するかというところがある。我々としては、広報で知ってもらうことも重要だけれども、それでもって収益も上がって、全体としての活動をもっと活性化できれば一番ありがたいと思っています。

○長岡委員 ありがとうございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課植田課長 どうぞ。

○瀧澤委員 今の話に関係するのですけれども、出版部数を決めるときにどういうふうにしたのか。私、出版界を多少見聞きしているものですから、普通は赤字ととんぐらいで最初出しておいて、売れてくるようだったら数をふやしていくというやり方が、多分一番効率がいいのだらうと思って見ていた。実際、どういうふうに行われているかわからないですけれどもね。

あと、それも含めてですけれども、例えば25項目め、「国民生活」というウェブ版のアクセス数が昨年と比べて倍以上に上がっているのです。多分、こういった数字、今のお話も同じですけれども、この1年間の需要側の質的な変化とか量的な変化というのは、全体的に見てどういうふうにつまみ食いしているのか、参考までにお聞かせいただければと思います。

○国民生活センター山形理事 まず、「豆知識」については、正確な数字を持っていないですけれども、先ほど申し上げましたように、いわゆる市販本、全官報とか、そういうとこ

ろを通じて出すものと、それから、ほとんどが名義差しかえとって、地方自治体に案内を出して、その人たちが100部欲しい、200部欲しいというのに対して幾らでお売りします。それで実費プラスということで戻してくるのです。部数のほとんどがそちらなのです。

○瀧澤委員 見込み。

○国民生活センター山形理事 だから、まさに相手さんの予算次第で変わってくる。実際の市販本は、西さん、26年度は4万でしたか。

○国民生活センター西総務部長 市販本は2万部です。それ以外にセンター名義というものを印刷しています。それ以外に、今、理事が申しました地方自治体からの要請によって名義差し替えということで、それは発注部数をそのまま印刷して、自治体のほうが購入するというやり方になっております。

○国民生活センター松本理事長 予約出版みたいな。

○国民生活センター西総務部長 そうです。

○国民生活センター山形理事 それを出せば全部収入として返ってきますから、市販本と国セン名義本も一応これは販売という形で出しています。

○国民生活センター西総務部長 センターは、経費をかけて発行する分、いわゆるセンター市販本、センター名義本につきましては、前年度の実績を踏まえて発行部数を決めています。そうしないと、逆に在庫を抱えてしまうという部分もありますので、非常に難しいのですけれども、前年実績等を踏まえる形にしております。

○国民生活センター山形理事 ですから、ウェブ版の増えた話ですけれども、これは25年度から見ていくと、ほぼ倍々で増えています。これがなぜかと言われると、そこは分析しきれませんが、もともと「国民生活」というのは印刷本で、消費生活センターの皆さんとか相談員の方々を中心に3,000部ぐらいしか作っていなかった。これでは、ちょっともったいない。専門性は非常に高いですから関心がある層ももっとあるだろうということで、ウェブ版にして、もっと読者層を拡大しようということで始めたのです。

これが2年ぐらいたっていますから、そういう意味では、国民生活センターのホームページにアクセスしてきた方が時々関心を持ってごらんになっていることが結果的に、我々の目論見どおりには今、動いていると言えらると思います。けれども、それがなぜかと言われると、そこまではちょっと分析しきれいていません。

○瀧澤委員 評価が。

○国民生活センター山形理事 だんだん浸透しつつ、周知されつつあるのかなという感じがしております。

「国民生活」のコーナーのトップページだけ見ると、そんなに変化はないのですけれども、記事自体のアクセスの数を足し上げた数字なので、それは非常にぐっと伸びております。

○国民生活センター松本理事長 推定できるのは、いろいろな人が出しているホームページとか文章の中に、「国民生活」の各号の特定のページが紹介してあって、そこをすぐ見る

ような人がふえているのかもしれない。

○国民生活センター山形理事 引用されてということ。

○国民生活センター松本理事長 引用というかリンクがうまくされているかもしれない。

○国民生活センター山形理事 そういう意味では、今までは雑誌（印刷媒体）の購買層は非常に限られていましたから、見たくても見られなかったのですけれども、ウェブにたくさん載っていますから、アクセスがしやすくなったのもしれません。

○国民生活センター丹野理事 ちなみに、別添資料の資料9にウェブ版「国民生活」の特集のテーマ一覧がお手元にございます。82ページに26年度のウェブ版「国民生活」の特集テーマ一覧が載っておりますので、これも非常にタイムリーなものを出しておりますので、それも関心を広めた一因かかもしれません。

○瀧澤委員 先ほどトップページはそれほど変化がないということでしたけれども、ほかのページについてはどうですか。「国民生活」が抜き出ている。

○国民生活センター西総務部長 ほかのページのアクセス数を示したものは、今、持ち合わせておりません。

○瀧澤委員 去年は、紫外線防止のためのクリームが重大事件として大きくクローズアップされていましたが、ことし1年間で見ると、特にこういう重大事故があったから、世の中の需要側が変化したとか、何かそういうトピックス的なことでもいいのですが。全体的には、特に大きな事故もなく。

○国民生活センター丹野理事 大きな事件はたくさんございますが、それぞれの皆さんの御関心のありようで、多分いろいろなことがアクセス数を増やしていると思われまいます。特に申し上げれば、ネット社会でございまして、ネットの中で、こういう情報は国民生活センターのホームページに載っているよと書き込みをされると増えるというのがあり、例えばトラブルメールなどを含めてアクセス数には影響しそうでございます。

○瀧澤委員 これからもますます需要が多くなるということですね。

○国民生活センター丹野理事 そうだと思います。

○瀧澤委員 もう一点、全然違う話題でよろしいですか。92、国際協力のところで、ベトナムと韓国とタイとのやりとり、視察を受け入れたり、いろいろやっていますが、アジアを重点的に国際協力の相手国としてやられているという背景があるのでしょうか。

○国民生活センター西総務部長 26年度は、ベトナムのほうはJICAとの関係の国と国との関係で消費者行政を強化していく中で国センも協力して長期派遣しております。

それ以外のところは、先方から国民生活センターが実施機関ということで要請があり対応しているところがございますけれども、CCJ業務というものを27年度からセンターは体制を整えてやっているところがございますので、そういったところについては、センター自らいろいろな地域の消費者トラブルを解決するために連携を図っていかねばいけないというところがありますので、そういった面では、今後、アジアだけに限らず、いろいろな地域の関係機関との連携を図っていくということを考えているところです。

○国民生活センター松本理事長 本来の業務を円滑にするために協力していかないとできませんというのが国境を越えたトラブル解決の話です。それとちょっと違って、各国のいろいろな要望に応じて、日本の経験などをお伝えしましょうという意味の協力と2つあって、ここに挙がっているのは、どちらかというと後者のほうの協力になります。アジア各国から日本に対し、いろいろ期待されているということ。欧米との間では、情報交換とか国際会議に出席したりという形でのおつき合いということになっています。

○瀧澤委員 地理的に近くて、日本が消費国としても一歩進んでいるから来ているという理解ですかね。わかりました。

○消費者庁消費者教育・地方協力課植田課長 まだたくさん質問がありそうですけれども、次回の会議までにもし事務局にいただけましたら、事前に御回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

恐縮ですが、進めさせていただいて、「(2) 国民生活センターによる財務諸表の報告」でございます。西部長から資料3-1「財務諸表」についての御説明をお願いします。

○国民生活センター西総務部長 3-1に基づきまして「財務諸表」の御説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして目次がございます。

目次の中で、貸借対照表から行政サービス実施コスト計算書まで、それと附属明細が財務諸表として法令上、義務づけられているものでございまして、重要な会計方針は、独立行政法人会計基準で注記を義務づけられているところでございます。

資料の順に従いまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目、貸借対照表でございます。

資産の部としまして、流動資産、それから固定資産、ございますけれども、流動資産につきましては、18億6,800万円余となっております。この金額のうち、主なものとしましては、現預金が18億3,600万円余となっております。この金額の見合いのものとして、負債の部がございますけれども、この中で運営費交付金債務15億7,400万円余となっております。それ以外に未払金2億4,000万円余ということでございます。現預金は、これら運営費交付金債務並びに未払金等に対応しているところでございます。

なお、平成25年度一般会計補正予算で14億9,900万円余につきまして全額執行しているところでございますけれども、27年度に支払いを予定しております債務負担というものが約14億3,400万円でございます。したがって、この負債の中の運営費交付金債務15億7,400万円の中に、当該補正予算に係る部分が14億3,000万円でございます。

続きまして、戻っていただきまして、流動資産、売掛金2,300万円余となっております。これは、「くらしの豆知識」など出版物の販売代金の未収入分でございます。

次に、固定資産でございます。

有形固定資産は、東京と相模原の事務所の土地・建物、それから工具、器具、備品などの資産でございまして、有形固定資産合計で83億400万円余となっております。前年度に比

べまして3億6,300万円余ほど減少しております。これは、工具、器具、備品等の減価償却によるものでございます。

無形固定資産は、電話加入権でございます。25万2,000円となっております。

流動資産と固定資産を合わせました資産合計は、合計101億7,300万円余となっております。

次に、負債の部でございます。

流動負債は、先ほど御説明しましたとおり運営費交付金債務、未払金、短期リース債務等で18億6,000万円余となっております。

次に、固定負債でございます。

資産見返運営費交付金でございます。これは、運営費交付金で取得しました固定資産の減価償却相当額を計上しておりますけれども、これ以外に長期リース債務との合計で約4億6,500万円余となっております。

流動負債と固定負債を合わせた負債合計は23億2,800万円余となっております。

次のページ、めくっていただきまして2ページ目でございます。純資産の部でございます。

資本金は政府出資金で89億100万円余でございます。

それから、資本剰余金は施設整備費補助金で取得しました固定資産の見合いの経費をプラス、特殊法人から承継した資産の減価償却分と除却、及び電話加入権の減損分を資産価値減少としてマイナスという形で計上しております、合計でマイナス10億6,400万円余となっております。

利益剰余金、当期末処分利益は、PIO-NET端末のリース資産の会計処理に伴うもので、700万円余となっております。

以上、純資産合計で78億4,500万円余となっております、負債、純資産合計で101億7,300万円余となっております。当然のことながら、資産合計と一致ということでございます。

続きまして、3ページ目でございます。損益計算書でございます。

発生ベースに基づく費用と収益でございますけれども、経常費用としましては、業務経費、それと一般管理費に分けております。人件費は、職員を事業部門と管理部門に分けて、それぞれ業務経費と一般管理費に計上しているところでございます。

業務経費は、減価償却費を含めまして24億2,800万円余、一般管理費は4億9,000万円余となっております。

それ以外に、リース資産の支払利息相当分として財務費用でございます。約160万円ということで、これら費用を合わせました合計額29億2,100万円余となっております。これが経常費用でございます。

次の4ページ目でございます。経常収益でございます。

運営費交付金収益が26億5,300万円余となっております。これは、国から交付されました運営費交付金のうち、経常費用に充てるため収益化した額でございます。収益化しなかつ

た交付金は、先ほど貸借対照表の負債の部で御説明しました運営費交付金債務として整理して資産計上しているところでございます。

これと、業務収益から雑益までを加えました経常収益合計額、29億2,700万円余となっております。

経常費用と経常収益との差でございます。経常利益となりまして、26年度は600万円余となっておりますところでございます。注記のところに書いてございますとおり、ファイナンス・リースが損益に与える影響額ということで、当期影響額を除いた場合、当期総利益はゼロとなるところでございます。

5 ページ目のキャッシュ・フロー計算書でございますけれども、これは現金ベース、すなわち期間中の現預金の合計を計上しております。

業務活動によるキャッシュ・フロー。原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出、その他の業務支出で、現金の出ということでマイナス表示をしております。

それから、運営費用交付金収入からその他の収入までが現金の入りで、利息の受け払いを加減しました26年度におきます業務活動によるキャッシュ・フローは1億8,100万円余ということで、現金の増加となっております。

Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フローでございますけれども、定期預金の払戻、預入、それから有形固定資産の取得による現金の減少ということで、7,200万円余ほどの現金の減少となっております。

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フローでございます。これは、リース債務の返済によるということで、マイナス1億5,300万円余の現金の減少となっております。

この結果、ⅠからⅢまでの合計でございますけれども、資金減少額が4,400万円余となりまして、資金期末残高は18億3,600万円余となっております。この資金期末残高でございますけれども、注記にございますとおり、貸借対照表科目別の内訳、現預金と一致しているところでございます。

続きまして、6 ページ目でございます。利益処分に関する書類でございますけれども、当期末処分利益約500万円余でございますけれども、この金額につきましては積立金処理ということであらわしているところでございます。

7 ページ目でございます。行政サービス実施コスト計算書でございます。これは、最終的に国民の負担に帰することとなるコストの総額、フルコストでございますけれども、開示する目的で作成しているものでございます。

1 番目の業務費用につきましては、損益計算書上の費用総額から自己収入分を控除しまして、合計額が28億3,700万円余となっております。

Ⅱ 損益外減価償却相当額でございます。これは承継資産の減価償却相当分で、政府出資金の目減りということで、国民負担の増加と捉えているところでございます。

それから、Ⅴ 損益外除売却差額相当額でございます。これは40万円余とございますけれども、承継資産の除却相当分ということで、これも政府出資分の目減りということでご

ございます。

次のⅥ、Ⅶにつきましては、賞与引当金、退職給与引当金ということでございます。当センターでは、賞与引当金、退職給与引当金を計上しておりませんので、この行政コストの中におきまして当該見積額を計上しております。行政サービス実質コスト計算書に、毎事業年度の増減額を表示することが決められておりますので、それぞれ賞与見積額は120万円余、退職手当給付増加見積額は約3,900万円余ということで計上しているところでございます。

Ⅷ 機会費用です。政府出資金の前年度末と今年度末の平均額で試算するものでございますけれども、出資されておりますけれども、無利子でございます。仮にこれが有利子であるとすれば国の収入になるという考え方に基きまして、注記2でございましてけれども、10年利付国債、平成27年3月末利回り0.4%を計算値としまして計算した機会費用でございます。3,100万円余でございます。

以上、ⅠからⅧまでを合計いたしました行政サービス実施コスト計算は、30億1,400万円余となっております。

8ページ目以降は重要な会計方針でございますけれども、これにつきましては説明のほうを省略させていただきたいと思っております。

10ページ目以降に、附属明細となっております。貸借対照表で説明いたしました資産等の明細について、附属明細で細かい数値を入れているところでございます。

それから、14ページ目、ごらんいただければと思います。セグメント情報ということで、業務の種類別にセグメント情報を掲載しております。これら経費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、評価書の中の数値のベースになっております。

それから、損益計算書の経常費用、経常収益、貸借対照表の試算を、それぞれの広報事業、情報分析事業、相談事業に配布しているところでございます。

簡単ではございますけれども、財務諸表については以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課植田課長 続きまして、資料3-2、財務諸表に対する監査結果につきまして、高橋監事より御報告をお願いいたします。

○国民生活センター高橋監事 お手元の監査報告でございますけれども、その報告の書式自体は、総務省からの所定の書式にのっとりまして作成したものでございます。

最初の導入部分のところは、本部会の監査の根拠となるもので、独法の通則法第19条4項、第38条第2項の規定に基づいているということ。

それから、範囲につきましては、ここにありますように、業務実績報告書、財務諸表、及び決算報告書に基づいて監査を実施したということでございます。

監査の方法及びその内容についてでございますけれども、監査計画というものを毎年、年度初めに発表いたします。その監査計画に基づき実施していくわけでございますが、その間、役員等、理事長以下と意思疎通を密にし、役員会、その他重要会議に出席いたしました。また、理事長以下の職務の執行というものに内部統制システムが機能しているか

どうかについても、年間を通じてチェックしてまいりました。

また、主要な契約につきましては、決裁後の回覧時に、必要に応じて意見を述べたり、あとは役員会で意見を述べたりしてまいりました。平成26年度の業務監査、決算監査というものは、通年続いておりますけれども、ことしの定期検査は6月1日から2週間、6月15日まで実施いたしました。

2番目の監査の結果でございますけれども、以上のような方法に従って行った平成26年度の当センター、法人の業務運営につきましては、

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる。
- 2 内部統制システムに関する業務報告書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令に違反する重大な事実は認められなかった。
- 4 財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- 5 業務実績報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

という監査結果としております。

Ⅲですけれども、独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見という点については、2点ほど述べさせていただきます。

1つは、リスク管理体制の整備についてということでございますけれども、これは監事が昨年とことし2回、2年度にわたりまして年次監査で法人のリスク管理体制というものを特に着目して監査いたしました。部署ごとに、ここに書いてありますように、リスクの把握、リスクの評価、リスク対応体制、モニタリング体制、リスクマネジメントのPDCAがどうなっているかということヒアリングをしたわけですが、その結果につきましては、各項目の捉え方にそれぞれ部署ごとにばらつきがあったりして、リスク項目の把握に対する精粗が顕著であったということもございました。

この点については、リスク管理体制に関して組織として統一的な取り組みというのは、これまではなされてきませんでしたので、やむを得ない面もあるということでございます。ただ、今回の通則法の改正・施行を機に、センターのほうもこの平成27事業年度からリスク管理規程を制定して、リスク管理委員会により管理体制を整備することになって、組織一丸となったリスク管理体制への取り組みが求められると書きましたけれども、実際、そういう取り組み体制になってきておりますので、望ましいことであるということで、今後の動きについてチェックしてまいりたいと思っております。

2番目の入札及び契約関係の適正化についてということですが、これを今までの監事の

意見書の中にずっと書いてきてございますが、契約監視委員会を設置して、そこで一者応札・随契というものがどういう状況になっているかというものをチェックしております。四半期に1回行っております。専門家の意見でもあり、適切な契約監視ができているのではないかと考えております。これら契約監視委員会の状況につきましては、ホームページにも公表してございます。

総体的に見て、少ない予算・人数でよくやっているなというのが私の評価でございます。以上です。

○消費者庁消費者教育・地方協力課植田課長 ありがとうございます。

財務諸表と監査報告に関しまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

ちょっと予定の時間を過ぎてしまいましたけれども、もう一つ議題が残っておりまして、恐縮ですが、15分ぐらいお時間いただいてもよろしいでしょうか。

次に、中期目標・中期計画変更案ということでございますけれども、資料4-1に総務大臣決定がございまして、総務大臣から調達の合理化が求められておるということでございます。それに対応いたしまして、資料4-2で国民生活センターが作成いたしました調達等合理化計画がございまして、この合理化計画に基づいて、中期目標・中期計画の変更が必要になるということでございますので、その点についてお願いできればと思います。

まず、国民生活センターのほうから調達等合理化計画の説明と、それに伴う中期計画の変更についての御説明をお願いいたします。簡単に。

○国民生活センター西総務部長 簡単に。資料4-2、調達合理化計画です。この書式につきましては、総務省から示されている書式に準じてつくっているところでございます。平成27年7月末までに公表することが求められているものでございます。

内容的には、まず1番目で、調達の現状と要因の分析をしております。26年度の契約の状況の分析をしております。1番目が調達全体ということで、先ほどの業務実績でも御説明しました競争入札、いわゆる競争性のある契約、競争性のない随意契約の件数・金額の比較対照。

それから、2ページ目へ移っていただきまして、(2)で、一者応札・一者応募の状況の実績を入れたところでございます。

2番目でございます。この調達合理化計画は毎年度作成することとしておりますけれども、今年度、重点的に取り組む分野ということで、2つございます。1つは、情報システム及び業務委託に関する調達におきまして、過去に一者応札・一者応募となった契約で引き続き同様の結果が想定されるもの及び新規の案件であっても応札者が少数と見込まれるものは、原則として休日を除いて10日以上公告期間を確保するとなっております。国等あるいは国民生活センターの規定によりますと、公告期間は最低でも10日と定めているところでございますけれども、こういったものについては、最低でも休日を除いて20日以上としたところでございます。

それから、②でございます。一者応札・一者応募となっている契約については、業務内容等に応じ、契約後の準備期間を考慮した上で契約期間を設定し、また年度当初から業務が開始されるものについては、落札決定から業務開始までの十分な期間が設けられるように入札実施期間を設定するとしております。これは、事業を実施するための契約の間が余りにも短いと、それが入札制限、参加制限になるということもありますので、こういった期間を十分とるとしております。

それから、③が当然のことながら、仕様書の内容について、きちんと説明できるようにするということでございます。

④が業務の性質により、賃貸借契約と保守契約を一体で契約することなどにより検討するというところでございます。

それから、2つ目が設備又は情報処理システムに関する調達でございます。この中で、設備又は情報処理システムに関する調達をするものについては、システムの切替時に一般競争入札に移行するとしております。

②でございます。複数年度の運用保守が必要とされる契約案件については、当該業務のライフサイクルコスト全体で一般競争入札を実施するというところでございます。

ということで、2つのものについて、それぞれの内容で重点的に取り組むとしております。

かぎ括弧は評価指標としております。このかぎ括弧でそれぞれの事項の中で、太字のかぎ括弧をしております。この部分について、それぞれの26、27年度の結果について、来年度評価をしていただく指標としているところでございます。

3番目は調達に関するガバナンスの徹底でございます。

1つ目は、新たな随意契約に関する内部統制の確立ということ。これは、内部統制ということで、随意契約によることとした会計規程の根拠条文とか、理由を記した書面を作成し、契約責任者の決裁を得た上で、随意契約の概要について、可能な限り公表していくということで、随意契約をしたことによる透明性等を図っていくということでございます。

2つ目が、不祥事の発生及び未然防止の再発防止のための取組ということで、相互けん制を図ることによって不祥事等の発生防止を図るという内容のものでございます。

4番目が自己評価の実施、5番目が推進体制について記載しているところでございます。

ページをめくっていただきまして、推進体制の(2)で契約監視委員会の活用というところで、従来も契約監視委員会等におきまして、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募について、それぞれの内容について点検していただいたところでございますけれども、引き続き契約監視委員会での点検を行い、その審議内容について公表するというようにしております。

以上が調達合理化計画の内容でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課植田課長 これに基づきまして、中期目標、それから

中期計画を対応した記述に変更するというのが資料4-3と4-4ということでございます。

ということで、4-3と4-4は技術的な修正ですが、4-2の内容について御意見を賜ればと思いますけれども、何かございますでしょうか。

よろしいですか。特に御異論なければ、この形で決定及び変更させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

済みません、また時間が過ぎてしまいましたけれども、最後に資料5の今後の予定につきまして事務局から御説明させていただきます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 次回の第2回有識者懇談会でございますが、8月6日木曜日午前10時、午前中でございますけれども、2時間程度かかるかどうかわかりませんが、開始を10時とさせていただきます、消費者庁の同じこの6階でございます記者会見室というところで開催させていただきます。ちょうど反対側のフロアの突き当たりのほうになります。

本日の国民生活センターさんからの御説明と委員の先生方の御意見等を踏まえまして、我々消費者庁の側で評価を記載しました総合評価表、それから今、御説明ありました95項目の項目別評価表に対しまして、私どもが消費者庁としての評価・評価を書き入れたものを、できるだけ早く、来週中には先生方のもとにメールで送付させていただきますので、それをごらんいただきまして、次回の8月6日の第2回有識者懇談会におきまして御意見を頂戴できればと、そういうスケジュールで考えております。

以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課植田課長 御協力いただきまして、本日予定していた議題を全て終了することができました。どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして第1回有識者懇談会を閉会させていただきます。どうも長い時間、ありがとうございました。